

令和4年度
民生委員審査専門分科会の審査状況について
(保健福祉部福祉局地域福祉課)

令和4年度民生委員審査専門分科会の開催状況等

1 開催状況

回数	年月日	場所	主な内容	備考
1	R4. 9. 8	札幌市	・ 一斉改選に係る候補者の審査 審査 7,259名 (うち東川町 22名)	審査後辞退 0名
2	R4. 11. 2	書面審査	・ 一斉改選に係る候補者の審査 審査 654名 (うち東川町 0名)	任期満了 8,186名

※ 民生委員・児童委員の委解嘱に係る専門分科会の意見聴取について（平成26年の法改正を踏まえた対応）

- 一斉改選時及び道が必要と認めた場合のみ行う。
- 欠員補充に係る審査は行わない。

2 厚生労働大臣への推薦状況

市町村民生委員推薦会からの推薦の内容について、法律等に照らし、道において審査の上、厚生労働大臣（北海道厚生局）へ推薦。

年月日	主な内容	備考
R4. 4. 1～R5. 3. 31 欠員補充分	・ 欠員補充分に係る候補者の推薦 委嘱 197名 (審議会の意見聴取なし)	解嘱 142名
R4. 9. 30 一斉改選分	・ 一斉改選に係る候補者の審査 審査 7,259名 (うち東川町 22名)	推薦取下 37名
R4. 11. 15 一斉改選分	・ 一斉改選に係る候補者の審査 審査 654名 (うち東川町 0名)	

※ 政令市、中核市及び東川町を除く

【参考】 委解嘱に係る事務処理の権限の委譲

(1) 主な委譲事務

- ・ 民生委員法第5条第1項の規定による民生委員の推薦
- ・ 同法第5条第2項の規定による北海道社会福祉審議会の意見聴取
- ・ 同法第6条第2項の規定による主任児童委員として指名されるべきものの明示
- ・ 同法第11条第1項の規定による民生委員の解嘱の具申

(2) 権限の委譲を行っている市町村

平成25年4月1日 東川町

令和4年度民生委員児童委員の定数及び委解嘱の状況

① 令和3年度末時点

定数及び現在数					うち主任児童委員				
定数	現在数	男	女	欠員	定数	現在数	男	女	欠員
8,478	8,181	3,727	4,454	297	757	747	129	618	10

② 令和4年度の委解嘱の状況

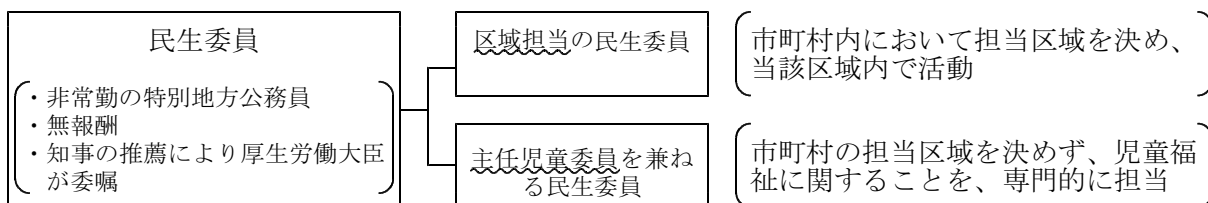
委解嘱の状況					うち主任児童委員				
●委嘱者					●委嘱者				
区分	人員	男	女		区分	人員	男	女	
一斉改選					一斉改選				
7,919 3,579 4,340					728 131 597				
欠員補充	20代	0	0	0	欠員補充	20代	0	0	0
	30代	6	4	2		30代	1	0	1
	40代	18	6	12		40代	5	0	5
	50代	38	11	27		50代	7	2	5
	60～64歳	30	11	19		60～64歳	2	1	1
	65～70歳	57	24	33		65～70歳	1	0	1
	71歳～	48	31	17		71歳～	1	0	1
	小計	197	87	110		小計	17	3	14
合計	8,116	3,666	4,450	合計	745	134	611		
●解嘱者					●解嘱者				
区分	人員	男	女		区分	人員	男	女	
一斉改選に伴う任期満了					一斉改選に伴う任期満了				
8,186 3,726 4,460					750 129 621				
任期中の解嘱	死亡	29	20	9	任期中の解嘱	死亡	0	0	0
	転出	18	9	9		転出	4	0	4
	病気・ケガ	56	25	31		病気・ケガ	5	2	3
	家族介護	6	2	4		家族介護	0	0	0
	業務多忙	6	2	4		業務多忙	2	0	2
	その他	27	12	15		その他	8	1	7
	小計	142	70	72		小計	19	3	16
合計	8,328	3,796	4,532	合計	769	132	637		

③ 令和4年度末現在数

定数及び現在数					うち主任児童委員				
定数	現在数	男	女	欠員	定数	現在数	男	女	欠員
8,454	7,969	3,597	4,372	485	757	723	131	592	34

民生委員について

1 民生委員の概要



民生委員の設置根拠	児童委員の設置根拠
【民生委員法】 第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。	【児童福祉法】 第16条 市町村の区域に児童委員を置く。 2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

2 民生委員の役割

民生委員	社会奉仕の精神をもって、区域内の住民に対し、その生活状態を必要に応じ適切に把握し、又、福祉サービスの情報を収集するなどして、 <u>相談、助言、情報提供等必要な援助を行うとともに</u> 、福祉事務所やその他の関係機関の業務に協力するものである。[民生委員法第14条]
児童委員	<u>区域内の児童及び妊産婦に対し、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他の福祉に関し、援助及び指導をする</u> とともに、福祉事務所やその他の関係機関の業務に協力するものである。[児童福祉法第17条]
主任児童委員	<u>児童福祉に関する事項を専門的に担当し</u> 、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開するものである。[児童福祉法第17条]

3 民生委員の定数

(1) 定数の定め方

【民生委員法】 第4条 民生委員の定数は、 <u>厚生労働大臣の定める基準を参酌して</u> 、前条の区域ごとに、 <u>都道府県の条例で定める</u> 。 2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する <u>市町村長</u> （特別区の区長を含む。以下同じ。） <u>の意見を聴くものとする</u> 。										
【民生委員・児童委員の定数基準について（厚生労働省通知の抜粋）】 1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>配 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 東京都区部及び指定都市</td> <td>220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> <tr> <td>2 中核市及び人口10万人以上の市</td> <td>170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> <tr> <td>3 人口10万人未満の市</td> <td>120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> <tr> <td>4 町 村</td> <td>70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	配 置 基 準	1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	4 町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
区 分	配 置 基 準									
1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人									
2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人									
3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人									
4 町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人									
2 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>民生委員協議会の規模</th> <th>主任児童委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生委員・児童委員の定数39人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員の定数40人以上</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数	民生委員・児童委員の定数39人以下	2人	民生委員・児童委員の定数40人以上	3人				
民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数									
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人									
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人									

(2) 道内の定数（政令市・中核市を除く）

8,454人（区域担当7,697人、主任児童委員757人）

4 民生委員委嘱フロー図

